

都筑区医師会ヘルパーステーション運営規程

（目的）

第1条 一般社団法人横浜市都筑区医師会（以下、「運営法人」という。）が開設する、都筑区医師会ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）で行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1、事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2、要介護者等の心身の状況を的確に把握し、適切な訪問介護計画を作成するものとし、その計画にそって適切かつ確実なサービスを提供することを目標とする。
- 3、在宅における生活の質の向上を図ることは勿論、利用者への質の高いサービスを提供するために必要時には速やかに連絡調整するとともに、定期的なカンファレンスを開催し、利用者に関する現場レベルの情報交換・調整を実施する。
- 4、事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称：都筑区医師会ヘルパーステーション
- 2、所在地：横浜市都筑区牛久保西1-20-21

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- 2、サービス提供責任者 1名以上（常勤兼務1名）

サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行う。また、サービス提供責任者は自らも訪問介護サービスの提供を行うものとする。

- 3、訪問介護員等 5名以上（常勤兼務1名以上、非常勤兼務4名以上）※サービス提供責任者含む
訪問介護員は要介護者等の生活に必要な家事・介護・相談・助言に応じるものとする。

4、事務職員 1名 （常勤兼務1名）

事務職員は事業所運営に必要な事務を行うものとする。

5、業務の状況に応じて、職員数を増減する。

（営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日：月曜日から土曜日までとする（祝日は営業しない）。ただし、年末年始（12月29日より1月3日まで）は除く。
- 2、営業時間：午前9時から午後5時15分までとする。
- 3、サービス提供日及びサービス提供時間：月曜日から日曜日、0時から24時までとする。

（訪問介護事業の提供方法及び内容等）

第6条 訪問介護事業の内容は次のとおりとする。

- 1、①身体介護
②生活援助
- 2、①事業所は、訪問介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
②サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成する。
③前号の訪問介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問介護計画等を作成する。
④サービス提供責任者は訪問介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
⑤事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
⑥常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
⑦事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
⑧居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の訪問介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
⑨居宅サービス計画等の作成後においても、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行う。

（利用料等）

第7条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は（別紙）訪問介護料金表のとおりとする。

- 1、第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は徴収しない。
- 2、サービス利用にかかるその他の実費負担額
 - ① 「外出介護」や「通院介護」の訪問介護サービスの提供に必要な公共交通機関等の交通費、入場料、利用料等が必要な場合はその都度実費を徴収する。
 - ② 「買い物」等の訪問介護サービスの提供に要した交通費は実費を徴収する。
 - ・公共交通機関利用の場合・・・実費
 - ・事業所車使用の場合・・・利用者様宅から片道3kmまでの地域とし、交通費400円とする。また、駐車場代が発生する場合は実費を徴収する。
 - ③ 利用日当日のキャンセルは、利用計画日時、サービス内容の利用者負担額の100%とする。但し、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。
- 3、利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 4、法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（事業所の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域

- 1、横浜市都筑区全域
- 2、横浜市青葉区の一部：荏田町、荏田西、新石川、市が尾町（国道246号を挟み、都筑区寄りの地域）
- 3、横浜市港北区の一部：高田西、高田町
- 4、川崎市宮前区の一部：有馬、東有馬

（賠償責任）

第9条 本事業所では、賠償責任保険に加入しており、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を賠償する。但し、事業所の故意又は過失によらない場合にはこの限りではない。

（事故発生時等における対応方法）

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者家族、利用者に係る関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、市町村へ速やかに事故報告する。

（緊急時等における対処方法）

第11条 訪問介護のサービス提供時に利用者の病状の急変、その他緊急事態等が生じた時は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、利用者家族、訪問看護、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要なサービス提供責任者、管理者への連絡等を行うものとする。

（苦情に対する対応方針）

第12条 事業所は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受け付けるための窓口を設置し、苦情相談体制を構築する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備するとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知・徹底する
- （2） 虐待防止のための研修を定期的実施する
- （3） 上記を適切に実施するため担当者（管理者）を置く

（身体的拘束等に関する事項）

第14条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行うことはありません。但し身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みに関する事項）

第15条 事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底をするために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施する。

（業務継続に向けた計画等の策定に関する事項）

第16条 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施する。

（その他）

第17条

- 1、事業所は、訪問介護員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - ① 新任研修：採用後1年未満 法人と組織の理解と業務の実際を学ぶ。
 - ② 現任研修：在宅事業部の理念に沿った事業所運営に積極的に取り組むことができる。
 - ③ 訪問介護に必要な研修：個人情報、プライバシー保護、倫理規定、ハラスメント防止等研修
- 2、従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、居宅支援事業者等に利用者及びその家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。

また、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3、事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し保管する。
- 4、事業所は、これから地域で活躍する介護や看護の専門職の質の向上と人材確保のため、積極的に学生実習を受け入れており、その際にご利用者及びご家族の個人情報を利用することがある。
- 5、事業所は、訪問介護員の健康管理のために、健康診断・予防接種等必要な措置を実施するものとする。
- 6、この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、適宜一般社団法人横浜市都筑区医師会会長と担当理事及び事業所管理者で協議の上定めるものとする。

附則 この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附則 平成 9年 1月 4日一部改正

附則 平成12年 4月 1日一部改正

附則 平成13年10月 1日一部改正

- 附則 平成１６年　６月　１日一部改正
- 附則 平成１８年１０月　１日一部改正
- 附則 平成１９年１０月　１日一部改正（第６条の４　通常の事業実施区域を越えて行う訪問介護サービスの提供に要した交通費は、公共交通機関を利用した実費を徴収するをサービス利用にかかるその他の実費負担額①②③に変更）
- 附則 平成２０年　２月２０日一部改正（訪問介護人員変更）
- 附則 平成２１年　７月３１日一部改正（サービス提供責任者数、訪問介護人員変更）
- 附則 平成２２年　２月　１日一部改正（サービス提供時間　午前５時から午前１時までを午前８時から午後１１時までに変更）
- 附則 平成２３年　８月　１日一部改正（訪問介護人員変更）
- 附則 平成２４年１０月　１日一部改正（訪問介護人員変更・第６条の４の④　利用日当日のキャンセル料　）
- 附則 平成２５年　４月　１日一部改正（事業所名変更）
- 附則 平成２５年１２月１１日一部改正（事業所の実施地域変更）
- 附則 平成２５年１２月１４日一部改正（第２条の４、第４条、第５条、第６条、第１０条の整理、追記）
- 附則 平成２６年　４月　７日一部改正（訪問介護人員変更、サービス提供時間　午前８時から午後１１時までを午前６時から午後１１時までに変更）
- 附則 平成２６年　８月　１日一部改正（サービス提供責任者増員、サービス提供時間　午前６時から午後１１時までを０時から２４時に変更）
- 附則 平成２７年　１２月　１日一部改正（通常の事業の実施地域　青葉区市が尾町の一部を追加）
- 附則 平成２８年　　４月　１日一部改正（事業所の住所）
- 附則 平成２８年　１０月　１日一部改正（サービス提供責任者減員）
- 附則 平成２８年　１１月　１日一部改正（サービス提供責任者減員）
- 附則 令和１年　７月　２６日一部改正（第８条追記）
- 附則 令和２年　１月　　１日一部改正（第４条人員変更）
- 附則 令和３年　７月　　５日一部改正（第１２条追記）
- 附則 令和４年　８月　　１日一部改正（サービス提供責任者減員）
- 附則 令和６年　７月　２６日一部改正（第１条目的内容追加、第２条運営方針内容追加、第４条管理者役割内容追加、第６条訪問介護事業の提供方法及び内容等追加、第７条利用料等内容追加、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は徴収しないに変更、第１２条苦情に対する対応方針内容追加、第１３条虐待の防止のための措置に関する事項指針を整備するとともに追加、第１４条身体的拘束等に関する事項を追加、第１５条感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みに関する事項を追加、第１６条業務継続に向けた計画等の策定に関する事項を追加、第１７条その他訪問介護に必要な研修：個人情報、プライバシー保護、倫理規定、ハラスメント防止等研修を追加、事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し保管するを追加。
- 附則 令和７年　１月　　１日一部改正（サービス提供責任者１名以上（常勤兼務１名）とする）
（訪問介護員等５名以上（常勤兼務１名以上、非常勤兼務４名以上）